

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

保安林の解除予定

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

健康保険法による保険薬剤師の登録

漁船損害補償法第百十三条规定による同意を求めるための事前届出

◇公告

毒物劇物取扱者試験の実施

◇正誤

昭和四十年二月十七日付け鳥取県告示第八十
二号中訂正

告示

鳥取県告示第九十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたが、森林法
(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定

により告示する。

昭和四十年二月二十六日

鳥取県知事 石破二郎

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町字白浜三九六二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第十六号)第二十六条の規定により告示する。

1 発起人の住所及び氏名
鳥取県岩美郡岩美町大字網代 浜田光治

2 加入区
中村梅藏

3 網代加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称
網代港漁業協同組合

二 指定漁船調査の縦覧

1 縦覧期間
昭和四十年二月二十六日から昭和四十年三月二十八日まで

2 縦覧場所
網代港漁業協同組合

七年法律第二十八号) 第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳥取県西伯郡淀江町大字淀江 本田 幸則

2 加入区

淀江加入区

3 漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

淀江漁業協同組合

一 指定漁船調書の縦覧

昭和四十年二月二十六日から昭和四十年三月二十八

鳥取県知事 石 破 二 朗	
指定年月日	
昭和三十九年 十一月十日	足立医院 西伯郡淀江町大字 淀江七九〇 足立史郎
昭和四十年二月二十六日	鳥取県告示第九十八号
鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県告示第九十八号
辞退年月日 昭和三十九年 十一月九日	指定医療機関の名称 所 在 地 足立医院 西伯郡淀江町大字 西原五〇五
辞退年月日 昭和三十九年 十一月九日	第三十六条 第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退 があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生 省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

十一第二項の規定により次のように保険薬剤師の登録を抹消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年二月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の登録番号登録抹消年月日

山本正二 鳥取市正蓮寺 鳥薬一四七 昭和四十年二月一日

鳥取県告示第百号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同

鳥取県告示第九十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条
第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退
があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生
省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

鳥取県告示第百号

氏名住 所登記号番号 登録抹消年月日

山本正二 鳥取市正蓮寺 鳥糞一四七 昭和四十年
二月一日

鳥取県告示第百号

漁船損害補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第

00581

(第3種郵便物)
認可司

4

第3609号 報公県取鳥日曜金 40年2月26日

00582
(第3種郵便物)
認可司 第3609号

昭和40年2月26日 金曜日 鳥取県公報

九
九
九

- 田井山
2 緑鏡鑑定
坂は應對課題会

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次の要領により実施する。

昭和40年2月26日

鳥取県知事 石破二朗

1 期日及び場所

昭和40年3月3日(火曜日)午前10時30分から午後3時30分まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

(2) 実地試験
毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験については規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験については規則別表第二に掲げる毒物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和26年3月鳥取県規則第9号)第2条に規定する受験申請書に500円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和40年3月19日までに所轄保健所長に提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 戸籍抄本

(3) 写真2枚(申請前6月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形で台紙のないもの)

(4) 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんば、盲又は色盲でないこと

を証する医師の証明書

出 証

翌年四十年四月廿七日付の健康監査令第十一項廿次
の廻函に謹んで申候の如く提出せらる。

(謹啓承印)

(謹啓承印)

12	トラック類(クレーン・ トラック、ダンプカー、 トランシット・ミキサー レッカーサーモン等を含む)
----	--

12	トラック類(クレーン・ トラック、ダンプカー、 トランシット・ミキサー レッカーサーモン等を含む)
----	--